保険法の現代化に関する検討事項(7)

第6 傷害・疾病保険契約に固有の事項

(前注) 傷害・疾病保険契約は、被保険者が傷害を受けたこと若しくは疾病にかかったこと 又はこれらを原因とする人の状態(以下「傷害・疾病等」という。)に関して一定の 金額を支払う(給付をする)契約(定額保険契約)であり、これに基づく保険金とし ては、医療保険契約における入院保険金や手術保険金、特定疾病保障保険契約におけ る特定疾病保険金、自動車保険契約の搭乗者傷害条項における後遺障害保険金等の被 保険者が生存している間に請求権が発生するもの(以下「死亡給付以外の給付」とい う。)がある(海外旅行傷害保険契約の治療費用保険金のようにいわゆる損害てん補 方式の傷害・疾病保険契約に基づいて支払われるものもあるが、このような契約が損 害保険契約に当たることについて、保険法部会資料2の第2の3の(補足)1参照)。

これに対し、傷害・疾病等を原因とする死亡に関する給付(以下「死亡給付」という。)を行う保険契約については、これを契約法上、生命保険契約として位置付けるか、それとも傷害・疾病保険契約として位置付けるかという問題があるが、これについては、死亡給付に関する各規律が生命保険契約や(死亡給付以外の給付を行う)傷害・疾病保険契約に関する個別の規律とどのように異なるのかという検討を踏まえて考える必要がある(保険法部会資料2の第2の3の(補足)3参照)。

以下,死亡給付以外の給付に関する規律と死亡給付に関する規律とを分けて検討することとする。

1 他人の傷害・疾病等の傷害・疾病保険契約等(他人を被保険者とする傷害・ 疾病保険契約等)における被保険者の同意

他人の傷害・疾病等の傷害・疾病保険契約等における死亡給付以外の給付に 関する規律については,次のとおりとすることで,どうか。

他人の傷害・疾病等によって保険金の支払をすることを定める傷害・疾病 保険契約には,当該他人の同意がなければならないものとする。ただし,当 該他人が保険金受取人であるときは,この限りでないものとする。

の傷害・疾病保険契約によって生じた保険金請求権を譲渡し,又は質権 の目的とするには,被保険者の同意がなければならないものとする。

保険契約者が被保険者である場合において,保険金受取人が保険金請求権 を譲渡し,又は質権の目的とするには,被保険者の同意がなければならない ものとする。

のただし書の場合において、保険金請求権の譲受人が更にこれを譲渡し、若しくは質権の目的とし、又はその質権者がこれについて転質をするには、被保険者の同意がなければならないものとする。

(参考・現行条文)

商法に直接の規定なし

(関連条文)

商法第674条 他人ノ死亡二因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキコトヲ定ムル 保険契約二八其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保険者カ保険金額ヲ受取ルヘキ 者ナルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ保険契約二因リテ生シタル権利ノ譲渡二八被保険者ノ同意アルコトヲ 要ス

保険契約者力被保険者ナル場合二於テ保険金額ヲ受取ルヘキ者カ其権利ヲ譲渡ストキ又ハ第一項但書ノ場合二於テ権利ヲ譲受ケタル者カ更ニ之ヲ譲渡ストキ亦同シ

第677条 保険契約者力契約後保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更シタルトキハ保険者ニ其指定又ハ変更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ保険者ニ対抗スルコトヲ得ス

第六百七十四条第一項ノ規定ハ前項ノ指定及ヒ変更ニ之ヲ準用ス

(補足) 現行商法上,傷害・疾病保険契約に関する規律は設けられていないものの,他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約については,他人を被保険者とする死亡保険契約と同様の弊害があるとして,他人を被保険者とする死亡保険契約等における被保険者の同意に関する商法第674条の規定が類推適用されると解されている。

本文では、死亡給付を行わない傷害・疾病保険契約(死亡給付と死亡給付以外の給付を行うことを定める契約にあっては、死亡給付以外の給付に関する部分)における被保険者の同意に関する規律の在り方について問題提起している。まず、本文 の本文、 及び では、基本的に生命保険契約と同じ規律にすることとしつつ、本文 のただし書では、このような傷害・疾病保険契約においては、保険事故が発生した時に被保険者が生存しており、被保険者が保険金受取人である場合には上記弊害を防止するために被保険者の同意を要求する必要はないと考えられる(なお、損害保険契約に当たるいわゆる損害てん補方式の傷害・疾病保険契約についても、被保険者の同意は不要と考えられている。)ことから、商法第674条第1項ただし書に相当する規律を設け、被保険者が保険金受取人であるときは被保険者の同意を要しないものとすることを提案している(保険契約締結後の保険金受取人の指定又は変更についても、生命保険契約と同じ規律(商法第67

7条第2項, 保険法部会資料6 の第5の4(1) ウ参照)を設けることになると考えられる。。また,これに伴い,本文 では,商法第674条第3項の後半部分に相当する規定も設けることとしている。

これに対し,死亡給付を行う傷害・疾病保険契約(死亡給付と死亡給付以外の給付を行うことを定める契約にあっては,死亡給付に関する部分。以下同じ。)については,商法第674条第1項ただし書の規定とも関連して,保険契約締結時に被保険者の同意を必要としつつも,被保険者の相続人が保険金受取人であるときは被保険者の同意を要しないものとすべきとの立法論的な提案もされているが,同項ただし書については,立法論的に批判があり,生命保険契約に関する規律としては削除すべきといわれていること(保険法部会資料6の第5の1の(補足)参照)との整合性等を検討する必要がある。そこで,このような傷害・疾病保険契約における被保険者の同意に関する規律の在り方について,(注)1及び2で問題提起している。

なお,本文の規定の性質については,保険法部会資料6の第5の1の(補足) 参照。また,保険法部会資料6の第5の1の(注)1,2及び3と同じ問題がある。

- (注) 1 死亡給付を行う傷害・疾病保険契約における保険契約締結時の被保険者の同意 に関する規律の在り方について,どのように考えるか(例えば,次の各場合につ いて,無条件で,又は一定の要件の下に,いわゆる同意主義を採らないことの当 否について,どのように考えるか。また,ほかに検討すべき場合はないか。)。
 - () 保険契約締結時に被保険者の具体名が特定されていない場合
 - () 被保険者又はその相続人若しくは親族が保険金受取人である場合(3の(補足)参照)
 - () 保険契約者以外の者が保険金受取人である場合
 - () 保険契約者と被保険者と保険金受取人が親族同士であり,一定の範囲の者をまとめて被保険者とする場合(例えば,いわゆる家族保険の場合等)
 - 2 死亡給付を行う傷害・疾病保険契約における保険契約締結後の被保険者の同意に関する規律の在り方について、どのように考えるか。
 - 3 いわゆる団体傷害・疾病保険契約に関する特別の規律を設けることの必要性に ついて, どのように考えるか。
 - 4 被保険者の同意に関する規律について,ほかに傷害・疾病保険契約に固有の問題はあるか。また,傷害保険契約と疾病保険契約とを分けて規律することの必要性について,どのように考えるか(保険法部会資料2の第2の3の(補足)2参照)。

2 保険者の免責

保険者の免責に関する規律については、次のとおりとすることで、どうか。

保険者は,次に掲げる事由によって保険事故が発生したときは,保険金を 支払う責任を負わないものとする。

- (ア) 被保険者の故意〔又は重大な過失〕
- (1) 保険金受取人の故意〔又は重大な過失〕。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合においては、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。
- (ウ) 保険契約者の故意〔又は重大な過失〕

保険者は,次に掲げる事由によって保険事故が発生したときは,保険金を 支払う責任を負わないものとする。

- (ア) 戦争,内乱その他これらに準ずる変乱
- (イ) 地震,噴火,津波その他これらに準ずる天災

(参考・現行条文)

(略)

商法に直接の規定なし

(関連条文)

商法第640条 戦争其他ノ変乱二因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ 保険者之ヲ塡補スル責ニ任セス

- 第641条 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若ク ハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ塡 補スル責ニ任セス
- 第680条 左ノ場合二於テハ保険者ハ保険金額ヲ支払フ責ニ任セス
 - 一 被保険者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又八死刑ノ執行二因リテ死亡シタルト キ
 - 二 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ但其者 カ保険金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保険者ハ其残額ヲ支払フ責ヲ 免ルルコトヲ得ス
 - 三 保険契約者力故意ニテ被保険者ヲ死ニ致シタルトキ (略)
- 第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十二条及ヒ第六百六十四条ノ規定八生命保険ニ之ヲ準用ス

(補足) 本文は,損害保険契約における保険者の免責(保険法部会資料4の第4の1(4) 参照)及び生命保険契約における保険者の免責(保険法部会資料6の第5の2参 照)と同様に,傷害・疾病保険契約における保険者の免責に関する規律を設ける ことを提案するものである。

被保険者の故意によって保険事故が発生した場合に保険金を支払わないものとするための規律の定め方としては、()被保険者の故意を保険者の免責事由として掲げず、被保険者の故意によらないことを保険金の支払事由として位置付ける方法が考えられる。()の場合は、保険者が被保険者の故意によって保険事故が発生したことの証明責任を負うことになるのに対し、()の場合は、保険金請求権者が被保険者の故意によらずに保険事故が発生したことの証明責任を負うことになると考えられる。本文 (ア)は、損害保険契約に関する商法第641条及び生命保険契約に関する商法第680条第1項第1号と同様に、()の立場に立って被保険者の故意を保険者の免責事由として掲げることを提案するものである(保険法部会資料2の第2の3の(注)1参照)。

- (注) 1 被保険者,保険金受取人又は保険契約者の「重大な過失」を保険者の免責事由 として掲げることについて,どのように考えるか。
 - 2 傷害保険契約と疾病保険契約とを分けて規律することの必要性について,どのように考えるか。
 - 3 保険者の免責に関する規律について,ほかに傷害・疾病保険契約に固有の問題はあるか。
 - 4 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について,どのように考えるか。
- 3 第三者のためにする傷害・疾病保険契約

第三者のためにする傷害・疾病保険契約に関し,次の各点につき次のとおり 生命保険契約と異なる規律とすることについて,どのように考えるか。

保険契約者が保険金受取人を指定しなかったときは,死亡給付以外の給付については被保険者を,死亡給付については被保険者の相続人を,それぞれ保険金受取人とするものとすること

契約で定めたときに限り、保険契約者は、保険契約締結後に保険金受取人を指定し、又は変更することができるものとすること

被保険者でない保険金受取人が死亡した場合において、保険契約者が保険金受取人を変更しない間に保険事故が発生したときは、死亡給付以外の給付については被保険者を、死亡給付については被保険者の相続人を、それぞれ保険金受取人とするものとすること

(参考・現行条文)

商法に直接の規定なし

(関連条文)

商法第675条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然

保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意 思ニ従フ

前項但書ノ規定二依リ保険契約者力保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更 スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額 ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ確定ス

第676条 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ被保険者ニ非サル第三者ナル場合ニ於 テ其者カ死亡シタルトキハ保険契約者ハ更ニ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定 スルコトヲ得

保険契約者力前項二定メタル権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ 受取ルヘキ者ノ相続人ヲ以テ保険金額ヲ受取ルヘキ者トス

第677条 保険契約者力契約後保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更シタルトキハ保険者ニ其指定又ハ変更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ保険者ニ対抗スルコトヲ得ス

(略)

(補足) 本文は,第三者のためにする傷害・疾病保険契約について,第三者のためにする生命保険契約と異なる規律とする必要性について問題提起するものである(本文に掲げていない事項(遺言による保険金受取人の指定又は変更等)については,生命保険契約と同様の規律(保険法部会資料6の第5の4参照)とすることを前提としている。)。

傷害・疾病保険契約と生命保険契約は,人保険契約・定額保険契約であり,被保険者以外の第三者が保険金を受け取ることは禁止されていないという点で共通性を有しているが,実務上,傷害・疾病保険契約については,死亡給付以外の給付については被保険者を,死亡給付については被保険者の相続人を,それぞれ保険金受取人に指定する旨を約款で規定し,これを原則的取扱いとしたり,これ以外の取扱いを認めなかったりするものもある(一部の共済団体においては,約款において被保険者の配偶者や父母等を保険金受取人に指定しているものもある。)。また,約款上,保険金受取人の指定又は変更に関する規律を設けていないものもあり,このような場合には,保険金受取人の指定又は変更を認めない趣旨であるといわれている。

このような実務上の取扱いや立法論的な提案を踏まえ、本文 では、傷害・疾病保険契約において、保険契約者が保険金受取人を指定しなかった場合に誰が保険金受取人となるのかについて、特別の規律を設ける必要性について問題提起している(生命保険契約においては、保険契約者が保険金受取人を指定しなかったときは、保険契約者又はその相続人が保険金を受け取ることになると解されており、傷害・疾病保険契約においては、学説上、保険契約者が保険金受取人を指定しなかったときは、被保険者(又はその相続人)が保険金受取人となると解すべ

きとの見解があり,その旨の規律を設けるべきとの立法論的な提案もされている。)。

また,本文 では,実務上,保険金受取人の指定又は変更を認めない場合があること(これは,商法第675条第1項ただし書の規定を前提としているようにも考えられる。)を踏まえ,契約で定めたときに限り,保険金受取人の指定又は変更をすることができるものとする必要性について問題提起している。

さらに,本文 では,生命保険契約と同様の規律(保険法部会資料6)の第5の4(2)参照)とすれば,保険金受取人の相続人が保険金受取人となるが,本文 やのような考え方を踏まえ,死亡給付以外の給付については被保険者を,死亡給付については被保険者の相続人を,それぞれ保険金受取人とするものとする必要性について問題提起している。

(注) 第三者のためにする傷害・疾病保険契約に関する規律について,ほかに傷害・疾病保険契約に固有の問題はあるか。また,傷害保険契約と疾病保険契約とを分けて規律することの必要性について,どのように考えるか。

4 その他

その他、傷害・疾病保険契約に固有の問題として検討すべきものがあるか。

- (注) 1 いわゆる契約(責任開始)前発病不担保条項(契約(責任開始)前に既に発病 していた疾病等については治療等が保険期間開始後に行われても保険金の支払事 由とはせず,又は保険者を免責とする旨の条項をいう。)について,どのように考 えるか。
 - 2 被保険者が通常されるべき治療を故意に受けなかったため傷害・疾病等が悪化 したときは、保険者は、その悪化した結果については、保険金を支払う責任を負 わない旨の規定を設けるべきであるとの考え方があるが、どうか。
 - 3 次の各規律については,損害保険契約又は生命保険契約と同様の規律とすることが考えられるが,各事項について,傷害・疾病保険契約に固有の問題はあるか。また,傷害保険契約と疾病保険契約とを分けて規律することの必要性について, どのように考えるか。

傷害・疾病等の発生の通知義務 (保険法部会資料4の第4の1(6)ア及び保険法部会資料6の第5の3参照)

保険金の支払時期(保険法部会資料5の第4の1(8)及び保険法部会資料6の第5の5参照)

保険金受取人が保険金を取得することができなくなる事態を防ぐための方策 (いわゆる介入権等)(保険法部会資料7の第5の6参照)

重大事由による解除(特別解約権)(保険法部会資料5の第4の1(12)及び保険法部会資料7の第5の7参照)

団体傷害・疾病保険契約(保険法部会資料7の第5の9参照)

(「第6 傷害・疾病保険契約に固有の事項」関係後注)

損害保険契約に当たるいわゆる損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に関する特別の規律を設けることの必要性について、どのように考えるか。

第7 その他

1 保険契約の無効・取消しによる保険料の返還

保険契約が無効である場合又は取り消された場合の保険料の返還に関する 規律に関して,次のような考え方があるが,どうか。

- A案 特段の規定は設けず,民法の規律にゆだねるものとする考え方
- B案 〔保険契約者又は被保険者〕〔保険契約者,被保険者又は保険金受取人〕による詐欺の場合には,保険者は,保険料を返還する義務を負わない旨の規定を設け,その他の場合については特段の規定は設けず,民法の規律にゆだねるものとする考え方
- C案 保険契約者,被保険者又は保険金受取人が保険契約締結時に無効・取消 事由の存在について悪意〔又は重過失〕で,かつ,保険者が善意〔・無重 過失〕であった場合には,保険者は,保険料を返還する義務を負わないも のとする考え方

(参考・現行条文)

商法第643条 保険契約ノ全部又ハ一部カ無効ナル場合二於テ保険契約者及 ヒ被保険者力善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ保険者ニ対シテ保険料ノ 全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第683条 第六百四十条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百四十六条、第六百四十七条、第六百四十九条第一項、第六百五十一条乃至第六百五十三条、第六百五十六条、第六百五十七条、第六百六十三条及匕第六百六十四条 / 規定八生命保険二之ヲ準用ス

(略)

(補足) 現行商法第643条(同法第683条第1項において生命保険に準用する場合を含む。)は、保険契約が無効である場合において、保険契約者及び被保険者が善意で、かつ、重過失がないときは、保険者に対して保険料の返還を請求することができる旨規定しており、これは、保険契約者及び被保険者の一方又は双方が悪意又は重過失であるときは、保険契約者等に制裁を課すために、保険料の返還を否定する趣旨の規定であるといわれている(商法第643条の効果については学説上争いがあるが、本文では、民法の不当利得に関する規定との関係を意識し、保険契約者が保険者に対して保険料の返還を請求することはできないとする規定

であることを明確にすることを提案している。)。なお,同条の「無効ナル場合」という文言については,商法制定当時の資料では,契約が取り消されたことによって初めから無効とみなされる場合(民法第121条参照)をも含む趣旨であると説明されている。

本文は、このような規定の必要性について問題提起するものであり、特に、債務の不存在を知ってした弁済(非債弁済)(民法第705条)及び不法原因給付(同法第708条)の規律や、いわゆる契約締結上の過失による損害賠償の理論とは別に保険法に規定を設ける必要があるかという観点から検討する必要があると考えられる。

A案は、保険法には特段の規定は設けず、民法の規律にゆだねる考え方である。契約が無効であり、又は取り消された場合には、既に支払った保険料は不当利得として保険者がこれを返還する義務を負うこととなるのが原則である(民法第703条、第704条)が、例えば、公序良俗違反による無効については、同法第708条の規定によって保険料の返還の要否が決せられることになり、その他の無効・取消事由については、同法第705条の適用があるかどうかによって保険料の返還の要否が決せられることになると考えられる(そもそも保険契約に同条が適用されるか、「債務の弁済として給付をした者」は保険契約者であるのが通例であるが、その他の者(被保険者や保険金受取人)が無効事由について悪意(又は重過失)であった場合にも保険料の返還をしないという効果を導くことができるか、契約の取消しの場合にも同様の効果を導くことができるか等について検討する必要があると考えられる。)。

B案は、保険法には保険契約者等の詐欺による取消しの場合についてだけ規定を設け、その他の場合については民法の規律にゆだねる考え方である(A案と同じく、公序良俗違反による無効については、民法第708条の規定によって保険料の返還の要否が決せられることになると考えられる。)。

詐欺による取消しについては、民法第705条の適用によって保険料を返還しないという効果が導かれないとすれば、これを別途規定する必要があるとも考えられることから、A案とは別にB案を掲げている(これ以外の無効・取消事由についても、必要があれば、保険法において規定することも考えられる。)。

C案は,現行商法と基本的に同様の規律とする考え方であるが,保険契約者等に重過失があるにすぎない場合には,特段の規定を設けないこととする考え方もあり得ることから,拮抗括弧を付した形で問題提起している。

もっとも、C案を検討するに当たっては、無効・取消事由の中には表意者を保護するために契約を無効とし、又はこれを取り消し得ることとしているものもあり、このような場合にまで常に保険契約者等が悪意〔又は重過失〕であれば「制裁」として保険料を返還しないとすることに合理性があるかという観点から検討する必要があると考えられる(例えば、民法第5条第2項や同法第95条(電子

消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第3条本文が適用される場合に限る。),消費者契約法第4条,5条,意思無能力による無効等については,C案による規律が適用されるとした場合の結論の合理性には疑問もあり,むしろB案のように保険料の返還を否定すべき場合を限定して規定すべきとも考えられる。)。

なお,商法第643条の「被保険者」という文言は,同条を生命保険に準用するに当たっては,「保険金受取人」と読み替えると一般に解されているが,生命保険契約や傷害・疾病保険契約における被保険者が無効・取消事由について悪意(又は重過失)の場合にも保険料を返還しないものとすべきとの立法論的な提案がされていることを踏まえ,C案では,「保険契約者,被保険者又は保険金受取人が」とする案を提示している。

(参考)

民法(明治29年法律第89号)

(未成年者の法律行為)

- 第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。 ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
- 3 (略) (錯誤)
- 第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、 表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができ ない。

(詐欺又は強迫)

- 第96条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方が その事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

(取消しの効果)

第121条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限 行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を 負う。

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(悪意の受益者の返還義務等)

第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。 この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(債務の不存在を知ってした弁済)

第705条 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない。 (不法原因給付)

第708条 不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求する

ことができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限り でない。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平成13年法律第95号)

(電子消費者契約に関する民法の特例)

- 第3条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又は その承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であっ て、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費 者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む。以下同じ。)が、当該申 込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その 消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求め る措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要 がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。
 - 一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。
- 二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の 申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。 消費者契約法(平成12年法律第61号)

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

- 第4条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者 に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それに よって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消 すことができる。
 - ー 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実 であるとの誤認
 - 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。
- 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み 又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
 - 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から 退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
 - 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

4・5 (略)

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第5条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「受託者等」という。)が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 (略)

- (注) 1 保険契約者等が善意(又は軽過失)である場合には,保険者は保険契約者に対して費用の償還請求をすることができる旨の規定を設けるべきであるとの考え方があるが,どうか。
 - 2 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)について,どのように考えるか。

2 その他

保険法の現代化に関し,ほかに検討すべき問題点はあるか。

(補足) 本文は,保険法の現代化に関してほかに検討すべき問題点があるかについて問題 提起するものである。

例えば,定期の保険契約については,基本的に同一内容で契約関係を継続させたり(契約の更新),又は契約内容の一部を変更した上で契約関係を継続させたり(契約の更改)することがあるが,現行商法上はこれらに関する特別の規定は設けられていない。

そこで、保険契約締結時の規律(例えば、いわゆる告知義務に関する規律、他人を被保険者とする死亡保険契約等における被保険者の同意に関する規律等)について特別の規律を設ける必要があるか、これ以外に契約の更新又は更改に関する新たな規律を設ける必要があるか等について検討する必要があると考えられる。

保険法部会資料 8 別紙(2 保険者の免責関連)

損害保険契約 (保険法部会資料4の第4の1 (4)参照)	生命保険契約 (保険法部会資料6の第5の2 参照)	傷害・疾病等を原因とする死亡給 付に関する規律	傷害・疾病保険契約
被保険者の故意	被保険者の自殺	被保険者の故意	被保険者の故意
	保険金受取人の故意	保険金受取人の故意	保険金受取人の故意
保険契約者の故意	保険契約者の故意	保険契約者の故意	保険契約者の故意
被保険者又は保険契約者の重過失		〔被保険者、保険金受取人又は保 険契約者の重過失〕	〔被保険者,保険金受取人又は保 険契約者の重過失〕
戦争,内乱その他これらに準ずる	戦争,内乱その他これらに準ずる	戦争 ,内乱その他これらに準ずる	戦争,内乱その他これらに準ずる
变乱	变乱	变乱	变乱
地震,噴火,津波その他これらに		地震,噴火,津波その他これらに	地震,噴火,津波その他これらに
準ずる天災		準ずる天災	準ずる天災

保険金受取人が複数の場合において,一部の保険金受取人の故意 [又は重過失]によって保険事故が発生したときは,当該保険金受取人が受け取るべき保険金についてのみ保険者は免責となる。